

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 61 号

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市深草墓園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条」を「第6条第3項」に、「基づき」を「より」に、「減免」を「減額又は免除」に、「する事由」を「する理由」に、「当該事由」を「当該理由」に、「証明する」を「証する」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(納骨料の不徴収)

第6条 条例第6条第2項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)